

葛飾区会計年度任用職員（児童指導員）募集要項

令和8年4月20日葛飾区

～こんな人材を求めています～

🌻 子どもと同じ目線でふれあえる方 🌻 チームワークを大切にできる方 🌻 利用者の心に寄り添える方

1 業務内容

- ・区内公立児童館・子ども未来プラザでのあそびの指導・乳幼児対応事業
- ・学童保育クラブ事業（障害児児童の指導を含む）・土曜日・夏・冬・春休み等学校休業日の一日保育
- ・子ども未来プラザでの一時預かり・その他（施設内外の維持管理、環境整備等）

2 募集人数・任期等

| 職種 | 募集人数 | 勤務地 | 採用回 | 任用期間 |
|-------|------|----------------|-----|--------------------|
| 児童指導員 | 5名程度 | 葛飾区内 (P2参照) | 7月 | 令和8年7月1日～令和9年3月31日 |

3 試験・日程

| 採用回 | 申込期限 (必着) | 1次選考 (書類選考) | 2次選考 (個別面接) | 最終合格の通知 |
|-----|--------------|------------------------|----------------------|---------------------|
| 7月 | 5/18(月) | ×切までの到着書類で判定。合否は全員に通知。 | 5/25(月)又は 5/26(火) | 面接日の約1週間後までにTELか郵送。 |

4 応募資格

次の（１）（２）いずれも満たす方。年齢不問

- （１）配属先の施設長が指定するローテーションに従い、1日6時間（日によって7時間45分）、週平均5日の勤務ができる健康な方。日本国籍以外の場合は、在留資格が「永住者（特別永住者含む）」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」であること。
- （２）次のいずれかの資格を有する方（採用日までに取得・卒業見込みを含む）

| |
|---|
| 保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、小・中・高等学校および中等教育学校の教諭、いずれかの資格をお持ちの方 |
| 高校卒業者等(注1)で、2年以上児童福祉事業(学童・保育所・児童館等(注2))に職務として従事し、実際に子どもと遊びを通じて関わった方 |
| 3年以上児童福祉事業(注2)に職務として従事し、実際に子どもと遊びを通じて関わった方 |
| 大学（外国の大学を含む）か大学院で、社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学いずれかを専修する学科、またはこれらに相当する課程のいずれかを修めて卒業した方(大学から院への飛び級者を含む) ※ 他学部における科目履修は不可 |
| 都知事指定の児童福祉施設職員養成学校、その他の養成施設を卒業した方 |

(注1) 高校卒業者等とは

①中等教育学校(中・高一貫教育校)卒業者、②大学への飛び入学者、③通常の課程による12年の学校教育を修了した方(通常の課程以外でも、それに相当する学校教育を修了した方)、④高等学校卒業程度認定試験(高卒認定、旧大検)合格者

(注2) 児童福祉事業とは

社会福祉法で定める第一種及び第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法に規定する事業。具体的には、児童厚生施設(児童館等)を経営する事業、放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)、保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、児童福祉法に規定する助産施設、児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業等とする。※ベビーシッターは経験年数に含まない。

【受験できない方】地方公務員法第16条のいずれかに該当する方

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)を含む。

5 勤務場所 次の27施設のいずれか

| | | |
|-------------------------------|---|---|
| 新水元児童館★ 東水元3-5-7 | 鎌倉児童館(中高) 鎌倉2-6-20 | 中道児童館 西亀有1-2-7 |
| 幸田児童館 西水元2-16-10 | 高砂児童館 高砂5-6-7 | 子ども未来プラザ東四つ木★ 東四つ木2-15-11 |
| 花の木児童館 南水元3-7-1 | 子ども未来プラザ西新小岩★ 西新小岩4-33-2 | 梅田児童館 立石3-26-10 |
| 東金町児童館 東金町5-22-18 | 南奥戸児童館 奥戸2-30-11 | 青戸児童館 青戸3-10-5 |
| 南新宿児童館★ 新宿1-23-4 | 西奥戸児童館 奥戸1-12-1 | 青戸中央児童館 青戸6-16-12 |
| 末広児童館 金町5-4-1 | 東奥戸児童館 奥戸4-20-11 | 小菅児童館★ 小菅2-19-1 |
| 柴又児童館 柴又2-4-5 | 白鳥児童館★ 西亀有1-18-6 | 宝町児童館 宝町1-5-1 |
| 新柴又児童館 柴又5-33-8 | 西亀有児童館 西亀有4-24-1 | 堀切児童館 堀切1-9-18 |
| 子ども未来プラザ鎌倉★ 鎌倉1-7-3 | 亀有児童館 亀有1-17-5 (中高)は中高生対応型 | 東堀切児童館 東堀切2-20-8 ★は基幹型児童館・子ども未来プラザ |

6 勤務形態

| | |
|----------------|---|
| 勤務時間 | <p>4週の中で、1週当たり平均5日。週平均30～38時間45分勤務 1日実働6時間。午前から勤務の場合は1時間の休憩あり</p> <p>【基幹型・子ども未来プラザ】 8時30分～20時15分の間で6時間</p> <p>【地域型】 8時30分～18時15分（鎌倉児童館は20時15分）の間で6時間</p> <p><主なシフトの例> ※ 休憩含む</p> <p>【基幹型・子ども未来プラザ】 11時～18時 / 14時15分～20時15分</p> <p>【地域型】 11時～18時 / 11時15分～18時15分</p> <p>【中高生対応型】11時15分～18時15分 14時15分～20時15分</p> <p>【学校休業日】 8時30分～17時15分 9時30分～18時15分 10時30分～19時15分</p> |
| 超過勤務 | <p>学校休業日に1時間45分の超過勤務が発生する場合あり。超勤手当支給。交代制で学童の一日保育に従事する。学校休業日とは土曜日、春・夏・冬休みなど学校が休みの日</p> |
| 休日 | <p>【基幹型・子ども未来プラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4週間で、第2、第3、第4いずれかの日曜日（休館日）を含め、8日（平均週2日） ・年末年始（12月29日～1月3日） <p>※ 祝日に勤務した場合は、代休日あり</p> <p>【地域型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4週間で日曜日を含め8日（平均週2日） ・年末年始（12月29日～1月3日） ・祝日（5月5日こどもの日を除く） |
| 有給休暇 | <p>年次有給休暇・夏季休暇・慶弔休暇・災害休暇・妊娠出産休暇・子の看護休暇など 勤続年数による年次有給休暇付与日数の増加あり</p> |
| 報酬額 (令和7年度) | <p>【基幹型・子ども未来プラザ】月額233,929円</p> <p>【地域型】 月額226,125円</p> <p>※ 7時間45分勤務時は、6時間を超えた分について超過勤務手当を支給。 期末手当・勤勉手当あり</p> |
| 保険 | <p>雇用保険・社会保険・厚生年金加入。公務災害補償制度あり</p> |
| 交通費 | <p>月額55,000円以内で、最も合理的・経済的経路での実費支給</p> |
| 試用期間 | <p>採用後1か月間</p> |
| 更新制度 | <p>勤務成績が良好で、業務遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がなく、懲戒処分を受けていない場合は、更新が可能</p> |

※ 制度改正により変更が生じる場合があります。

7 開所日・開所時間

各施設の開所時間、学童の保育時間です。勤務時間は P3 参照。

| 種 別 | 開所日 | 開所時間 | 併設する学童の保育時間 | |
|-----------------------------|-------|--------|-------------|-----------|
| | | | 平日 | 土曜・3季休業中等 |
| 基幹型 | 通年 | 10～18時 | 学童なし | |
| 地域型 | 月～土曜日 | 10～18時 | 下校時～18時 | 8時30分～18時 |
| 地域型かつ 中・高生対応型 (鎌倉児童館) | | 10～20時 | | |
| 子ども未来プラザ | 通年 | 9～20時 | 学童なし | |

いずれの施設も年末年始は休業。3季休業とは春・夏・冬休みのこと。

8 応募方法

以下(1)～(3)を持参か郵送(必着)。郵送の場合は封筒に朱書きで「児童館会計年度任用職員希望」と記入してください。簡易書留を推奨します(普通郵便における郵送事故の責任は負えません)。

- (1) 選考申込書(指定の書式)
- (2) 課題式作文(指定の書式に400字以内)
- (3) 返信用封筒(長形3号封筒に110円切手貼付、あて先記入)

※合格した場合は、以下の書類を提出していただきます。

- ・資格を証明する書類のコピー
- ・最終学歴の卒業証書のコピー、または卒業証明書の原本
- ・応募資格が「職務経験あり」のみの方は、在職期間証明書等、従事した期間を証明する書類

※ 応募書類は合否に関わらず返却いたしません。また、合否の判定に関わることはお答えできません。

なお、個人情報の取扱いについては、葛飾区個人情報の保護に関する条例に基づき適切に管理を行い、規定の保存年限経過後に廃棄します。

9 申込書配布場所

選考申込書、課題式作文原稿用紙は以下の場所で入手できます。

- 子育て支援部子育て政策課窓口(区役所新館4階401番)
- 葛飾区内の公立児童館、子ども未来プラザ、金町子どもセンター
- 区ホームページ(<http://www.city.katsushika.lg.jp>)
(トップページ > 区政情報 > 職員採用・人材育成 > 葛飾区職員採用案内 > 会計年度任用職員募集)

10 申し込み・問い合わせ先

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 4F401番 葛飾区子育て政策課管理係採用担当
代表電話 03(3695)1111 内線 2402・2404